

調達管理番号・案件名

24a00489\_アフリカ地域(広域)地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2024年8月5日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	20	「第3章技術提案書作成要領」 「2. 技術提案書作成に係る要件」 「(5)対象国の便宜供与」 「2. 通訳の配置(仏語⇄英語)」	本調査のパイロット実施国は、第2章第3条「2. パイロット対象国の選定」にあるとおり、必ずしも前回調査の対象国から選定する必要はないとのこと、まったく新規の国が対象となる可能性もあります。対象国が仏語圏の場合、「通訳の配置(仏語⇄英語)有(仏語圏各国1名)」となっており、相手国政府が通訳を提供することと理解しております。この合意取り付けは(応札価格にも影響することから)、本件のパイロット事業開始前までには貴機構により行われると理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。また、同通訳に係る車両および宿泊費・日当は便宜供与の中に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	通訳(仏語⇄英語、仏語圏各国1名)の配置に関し、「(5)対象国の便宜供与」には含まれていない点、訂正させていただきます。4カ国のパイロットサイトが確定した時点で、通訳にかかる日当・宿泊費について検討することとしています。応札時には現地通訳傭人費のみ積算してください(地方移動に係る日当・宿泊費は含めない)。通訳に係る車両については調査団と同乗することを想定しています。
2	20	「第3章技術提案書作成要領」 「2. 技術提案書作成に係る要件」 「(5)対象国の便宜供与」 「1. カウンタパートの配置」	「有(必要に応じて)」とありますが、日本人団員の不在期にパイロット事業のモニタリングをカウンターパートが行う可能性があることまで、それぞれの対象国と合意されていますでしょうか。また、新規に国を選定する場合、カウンターパート配置に係る相手国との合意タイミング(期限)は上記1.と同様でしょうか。さらに、同カウンターパートに係る車両および宿泊費・日当は便宜供与に含まれておりますでしょうか。もし受注者が車両および宿泊費・日当を支払う場合、支払方法として現地事務所や現地アドバイザーの方への委託をすることはできませんでしょうか。	「パイロット事業のモニタリングをカウンターパートが行う可能性」について、現段階で各対象国と合意してはおりません。パイロット事業に関して、対象国が決定し、調査内容やスケジュール案等について受注者側と当機構が相談・調整した後、在外拠点を通じて対象国政府に連絡する予定です。対象国政府のカウンターパートに係る車両備上費及び宿泊費・日当は受注者側による負担は想定していません。4カ国が確定した際に必要に応じて具体的な対応を検討することとします。
3	23	「第3章技術提案書作成要領」 「3. 経費積算に係る留意事項」 「(3)定額計上について」 「1. 旅費(航空賃)」	ここに示されている航空賃の定額(4,720,000円)には買替対応費の10%が含まれているという理解でよろしいでしょうか。もし含まれていない場合、計上は可能でしょうか。また、計上する場合、(航空賃は見積には含めないとありますが)買替対応費のみを見積本体に計上することになりますでしょうか。	買替対応費は航空賃の定額に含まれています。

